

改正 平成25年5月7日杉並第7025号
平成30年3月20日杉並66832号
令和5年9月11日杉並第31063号

平成27年3月18日杉並第65571号
令和2年7月27日杉並第22487号

(目的)

第1条 この要綱は、介護給付等対象サービスの質を確保し、保険給付の適正化を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、杉並区（以下「区」という。）が実施する各種サービスを提供する事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対する指導に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

(介護保険施設等)

第2条 第2条 区長は、次に掲げる介護保険施設等に対して、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関する指導を行う

- (1) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者
- (2) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従事者
- (3) 指定介護老人福祉施設の開設者又は当該指定に係る施設の従事者
- (4) 介護老人保健施設の開設者又は当該施設の従事者
- (5) 指定介護療養型医療施設の開設者又は当該指定に係る施設の従事者
- (6) 指定介護医療院の開設者又は当該指定に係る施設の従事者
- (7) 指定地域密着型介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者
- (10) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従事者

(指導方針)

第3条 区長は、介護保険施設等の支援のため、区の被保険者が利用している介護保険施設等に対し、次に掲げる条例等に基づき介護給付等対象サービスの実施及び介護報酬の請求が適正に行えるよう周知徹底をする。

- (1) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）
- (2) 杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例（平成30年杉並区条例第4号）
- (3) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）
- (4) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）
- (5) 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第98号）
- (6) 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年東京都条例第51条）
- (7) 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号）
- (8) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）
- (9) 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第5号）
- (10) 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年杉並区条例第7号）

- (11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (18) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）
- (19) その他、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を定める省令等（指導形態等）

第4条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

- 2 集団指導は、区長又は東京都知事（以下「都知事」という。）が主体となり、指定又は許可の権限を持つ区内の介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法（オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施を含む。）により行う。
- 3 区長は、運営指導を行うに当たっては、一般指導（区長が単独で行うものをいう。）又は合同指導（厚生労働大臣、都知事又は他の区市町村長と合同で行うものをいう。）の方法により、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める内容の指導を行う。
 - (1) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設、設備、利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導
 - (2) 最低基準等運営体制指導 前条各号に掲げる基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に掲げるものを除く。）
 - (3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

- 4 区長は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等に対し運営指導を行う。
（指導対象）

第5条 区長は、全ての介護保険施設等を指導対象とし、効率的な指導を行う。

- 2 区長は、指定又は許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に集団指導を行う。
- 3 区長は、実施頻度、個別事由等を勘案し、原則として毎年度、計画的に実施できるよう介護保険施設等を選定し運営指導を行う。
- 4 区長は、都知事と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努める。
（集団指導の方法等）

第6条 区長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

- 2 区長は、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対し、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況について確認する。
（運営指導の方法等）

第7条 区長は、運営指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、当該介護保険施設等にあらかじめ掲げる事項を示した運営指導の実施について（第1号様式）を原則として1月前までに通知する。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び対象事業所

- (3) 指導担当者数
 - (4) 介護保険施設等の出席者（役職名等を含む。）
 - (5) 介護保険施設等が準備すべき書類等
 - (6) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）
- 2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。ただし、施設、設備、利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。この場合において、当該活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- 3 運営指導は、次に掲げる事項に留意しながら行う。
- (1) 運営指導の所要時間については、できる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。
 - (2) 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。
 - (3) 法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、同日又は連続した日程で行うよう努める。
 - (4) 運営指導において準備する文書は、原則として前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、区が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。
 - (5) 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1名又は2名の利用者についてその記録等を確認する。
 - (6) 運営指導を行うにあたっては、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。
- 4 区長は、運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。
- 5 区長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、改善状況報告書（第3号様式）により報告を求める。
- 6 区長は、運営指導において、他法令に根拠を有する違反事実が確認された場合は、関係機関へ情報提供を行うことができる。
- （監査への変更）
- 第8条 区長は、運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに杉並区介護保険施設等監査要綱（平成24年3月28日杉並第66758号）に定めるところにより監査を行うことができる。
- (1) 区長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 杉並区介護老人保健施設指導及び監査実施要綱（平成13年3月1日杉高計発第362号）、杉並区介護サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱（平成16年9月27日杉並第46119号）、杉並区介

護サービス事業者等に対する調査及び指導要領（平成16年9月27日杉並第46149号）及び杉並区指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指導及び監査実施要綱（平成19年3月1日杉並第78059号）は、廃止する。

附 則（令和5年9月11日杉並31063号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式 略